

資料 No. 2

協議第 4 3 号

大阪南消防組合同規約（案）について



# ○大阪南消防組合規約（案）

昭和 38 年 9 月 27 日  
大阪府指令 38 地第 1198 号許可

## 第 1 章 総則

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、大阪南消防組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 12 年大阪府条例第 6 号）の定めるところにより、関係市町村が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、大阪府藤井寺市青山 3 丁目 613 番地の 8 に置く。

## 第 2 章 組合の議会

（議会の組織）

第 5 条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、18 人とし関係市町村の選出区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 富田林市 3 人

(2) 河内長野市 3 人

(3) 柏原市 3 人

(4) 羽曳野市 3 人

(5) 藤井寺市 3 人

(6) 太子町 1 人

(7) 河南町 1 人

(8) 千早赤阪村 1 人

（議員の選挙）

第 6 条 組合議会の議員は、関係市町村の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。

2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は関係市町村の長に通知しなければならない。

3 第 1 項の選挙が終わったときは、関係市町村の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

（補欠選挙）

第 7 条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、関係市町村は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の選挙に準用する。

（議員の任期）

第 8 条 組合議会の議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第9条 組合議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。

### 第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者1人、副管理者7人及び会計管理者1人を置く。

(執行機関の選任)

第11条 管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。

2 副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者が任命する。

(執行機関の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては組合議会の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(職員)

第14条 組合に消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)を置く。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

### 第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附 則

この規約は、設立許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和39年10月14日大阪府指令39地第937号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和42年1月18日大阪府指令地第1198号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和52年3月16日大阪府指令地方第1646号許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日からその効力を生ずる。

附 則(平成6年11月9日大阪府指令地方第944号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日大阪府指令市第3248号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日大阪府指令市第3755号許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日大阪府指令市第 2621 号許可)

この規約は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの適用については、第 3 条第 1 号中「消防に関する事務」とあるのは「消防に関する事務（柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限る。）」とし、同条第 2 号中「関係市町村」とあるのは「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」とする。

3 この規約による改正後の大阪南消防組合理約第 15 条の規定は、令和 6 年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和 5 年度分の経費の負担については、なお従前の例による。

(負担金の額に係る経過措置)

4 第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「5 市町村」という。）の負担金の額は、別途 5 市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとする。

(負担金の額に係る経過措置の延長等)

5 関係市町村は、前項の期間が経過するまでに、同項の期間の延長及び当該延長に係る 5 市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとする。

(負担金の額に係る経過措置の終了)

6 前項の延長に係る期間が経過した後における 5 市町村の負担金の額は、第 15 条第 2 項の規定の割合による額とする。

附則別表

市町村	経費負担
富田林市 河内長野市	(1) 関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の 5 市町村の合計額を算出する。
太子町 河南町 千早赤阪村	(2) (1)で算出した額について、消防広域化検討会の試算に用いた平成 27 年度から令和 2 年度までの消防費決算額（消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。）の平均額に応じて按分した割合に応じた金額を 5 市町村それぞれが負担する。



柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

改正後（案）	改正前
<p>第1章 総則 （組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、<u>大阪南消防組合</u>（以下「組合」という。）という。 （組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、<u>富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村</u>（以下「<u>関係市町村</u>」という。）をもって組織する。 （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 （1）<u>消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）</u> （2）大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより、<u>関係市町村</u>が処理することとされた事務のうち、<u>火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</u> （事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、大阪府藤井寺市青山3丁目613番地の8に置く。</p> <p>第2章 組合の議会 （議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会（以下「<u>組合議会</u>」という。）の議員の定数は、18</p>	<p>第1章 総則 （組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、<u>柏原羽曳野藤井寺消防組合</u>（以下「組合」という。）という。 （組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、<u>大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市</u>（以下「<u>組合市</u>」という。）をもって組織する。 （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 （1）<u>消防に関する事務（消防団に関する事務</u> _____ <u>を除く。）</u> （2）大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより、<u>組合市</u> _____ が処理することとされた事務のうち、<u>火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</u> （事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、大阪府藤井寺市青山3丁目613番地の8に置く。</p> <p>第2章 組合の議会 （議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会（以下「<u>組合議会</u>」という。）の議員の定数は、12</p>

人とし関係市町村の選出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 富田林市 3人
- (2) 河内長野市 3人
- (3) 柏原市 3人
- (4) 羽曳野市 3人
- (5) 藤井寺市 3人
- (6) 太子町 1人
- (7) 河南町 1人
- (8) 千早赤阪村 1人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、関係市町村の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。

2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は関係市町村の長に通知しなければならない。

3 第1項の選挙が終わったときは、関係市町村の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、関係市町村は、直ちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議会の議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第9条 組合議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。

人とし組合市の選出区分は、次のとおりとする。

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 柏原市 4人
- 羽曳野市 4人
- 藤井寺市 4人
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。

2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は組合市の長に通知しなければならない。

3 第1項の選挙が終わったときは、組合市の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、関係組合市は、直ちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議会の議員の任期は、組合市の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第9条 組合議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。



### 第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者1人、副管理者7人及び会計管理者1人を置く。

(執行機関の選任)

第11条 管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。

2 副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者が任命する。

(執行機関の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては組合議会の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(職員)

第14条 組合に消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)を置く。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

### 第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、補助金、手数料

### 第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者　、副管理者2人及び会計管理者　を置く。

(執行機関の選任)

第11条 管理者は、組合市の長の互選により選出する。

2 副管理者は、管理者以外の組合市の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(執行機関の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該組合市の長としての任期による。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法　第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては組合議会の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(職員)

第14条 組合に　職員　を置く。

### 第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第15条 組合の経費は、組合市の分賦金財産より生ずる収入、手数料

その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度（地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。）の前年度の基準財政需要額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附 則

この規約は、設立許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和39年10月14日大阪府指令39地第937号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和42年1月18日大阪府指令地第1198号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和52年3月16日大阪府指令地方第1646号許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日からその効力を生ずる。

附 則(平成6年11月9日大阪府指令地方第944号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日大阪府指令市第3248号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日大阪府指令市第3755号許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日大阪府指令市第2621号許可)

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の分賦金は、総額の100分の20を組合市の均等割とし、総額の100分の80を当該会計年度の前年度の9月末日現在における組合市の住民基本台帳に記録された世帯数に比例して組合市に分賦する。

附 則

この規約は、設立許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和39年10月14日大阪府指令39地第937号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和42年1月18日大阪府指令地第1198号許可)

この改正規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

附 則(昭和52年3月16日大阪府指令地方第1646号許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日からその効力を生ずる。

附 則(平成6年11月9日大阪府指令地方第944号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日大阪府指令市第3248号許可)

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日大阪府指令市第3755号許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日大阪府指令市第2621号許可)

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

- 1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規約の施行の日から令和6年3月31日までの適用については、第3条第1号中「消防に関する事務」とあるのは「消防に関する事務（柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限る。）」とし、同条第2号中「関係市町村」とあるのは「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」とする。
- 3 この規約による改正後の大阪南消防組規約第15条の規定は、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例による。  
(負担金の額に係る経過措置)
- 4 第15条第2項の規定にかかわらず、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「5市町村」という。）の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとする。  
(負担金の額に係る経過措置の延長等)
- 5 関係市町村は、前項の期間が経過するまでに、同項の期間の延長及び当該延長に係る5市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとする。  
(負担金の額に係る経過措置の終了)
- 6 前項の延長に係る期間が経過した後における5市町村の負担金の額は、第15条第2項の規定の割合による額とする。

附則別表

市町村	経費負担
富田林市 河内長野市 太子町	(1) <u>関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の 5 市町村の合計額を算出する。</u>
河南町 千早赤阪村	(2) <u>(1)で算出した額について、消防広域化検討会の試算に用いた平成 27 年度から令和 2 年度までの消防費決算額（消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。）の平均額に応じて按分した割合に応じた金額を 5 市町村それぞれが負担する。</u>

## 大阪南消防組合の経費に関する協定書（案）

富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「5市町村」という。）は、大阪南消防広域化に伴い設置する大阪南消防組合の経費において5市町村が負担する額について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、5市町村が負担すべき大阪南消防組合の経費の金額（以下「負担金の額」という。）を大阪南消防組規約（以下「規約」という。）の附則別表（以下「附則別表」という。）として行うとされている期間（以下「別表期間」という。）、規約附則第5項による別表期間経過後の相当の期間及び負担金の額並びにこれらに関連する事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 財政効果額 次表記載の令和3年11月29日開催の第15回消防広域化検討会で報告された資料B「消防広域化・連携協力財政効果比較（2段階割）」にある20年間の消防の広域化による5市町村それぞれの経費削減効果の額をいう。

5市町村	経費削減効果の額
富田林市	3億1,851万3千円
太子町	6,372万6千円
河南町	4,026万円
千早赤阪村	3,369万1千円
河内長野市	4億597万9千円

(2) 単年度財政効果額 社会情勢の変化による物価変動を考慮した上で算出される毎年度の5市町村それぞれの財政効果額をいう。

(3) 累積財政効果額 5市町村それぞれの単年度財政効果額の合計額をいう。

(別表期間)

第3条 別表期間は、本協定締結日から令和26年3月31日又は5市町村それぞれの累積財政効果額が財政効果額に達した年度の翌年度の末日のいずれか早い日までの期間とする。

(別表期間経過後の負担金の額)

第4条 規約附則第5項に定める延長の期間（以下「特定期間」という。）は、5年又は5市町村の長の合意により定めるものとし、当該期間における5市町村の負担金の額は、次条に定める検証会議における協議を踏まえ、段階的に各年の負担が規約第15条第2項の規定の割合に応じた額に近づくように5市町村の長の合意により定め、所要の措置を講ずる。ただし、令和26年3月31日までの間については、5市町村がそれぞれ得た財政効果額を損なわないよう配慮しなければならない。

(検証会議)

第5条 次に掲げる事項について協議等を行うため、毎年度検証会議を実施する。

(1) 単年度財政効果額の算定

(2) 累積財政効果額の算定

(3) 財政効果額を得られた後の5市町村の負担割合その他の見直しに関する協議

2 検証会議は、5市町村の長がそれぞれ指名する職員をもって構成する。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、その都度5市町村の長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、5市町村の長が記名押印の上、それぞれ各1通を保管するものとする。

令和5年 月 日

協 定 者

富田林市  
市 長 吉 村 善 美

河内長野市  
市 長 島 田 智 明

太 子 町  
町 長 田 中 祐 二

河 南 町  
町 長 森 田 昌 吾

千早赤阪村  
村 長 南 本 齋